

改正漁業法施行時の制限措置移行公示(本庁のうち日本海に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条							第14条 第1項第1号	第14条 第1項第4号
		漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	いか釣り	小型いか釣り	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:4隻)		定めなし	山口県外海	4月1日から翌年 3月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
2	いか釣り	小型いか釣り(県外船)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:212隻)		定めなし	山口県外海	4月1日から翌年 3月31日まで	漁業に関する法令を遵守する精神を欠いていない者	○	○
3	しいら漬け	しいら漬け	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:1隻)	定めなし	定めなし	別記1	5月1日から11月 30日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
4	小型機船 底びき網	手繰第一種(小手繰網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:8隻)		670キロワット(160馬力)以下	山口県外海	8月1日から翌年 5月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.5、No.6、No.7、No.8の許可を有しない者	○	○
5	小型機船 底びき網	手繰第二種(えびこぎ網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:34隻)		5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記2	4月17日から翌年 4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.4、No.6、No.7、No.8の許可を有しない者	○
6	小型機船 底びき網	手繰第二種(えびこぎ網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:12隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記3	4月17日から翌年 4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.4、No.5、No.7、No.8の許可を有しない者	○	○
7	小型機船 底びき網	手繰第二種(えびこぎ網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:7隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記4	7月27日から翌年 7月26日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.4、No.5、No.6、No.8の許可を有しない者	○	○
8	小型機船 底びき網	手繰第二種(えびこぎ網)	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:4隻)	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下	別記5	4月17日から翌年 4月16日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、No.4、No.5、No.6、No.7の許可を有しない者	○	○
9	中型まき網	いわし、あじ、さばの採捕を目的とする一そうまき網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:7隻)	20トン未満	定めなし	山口県外海	3月16日から12 月15日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型まき網の許可を有しない者	○	○